

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成 27 年度 政策経営会議（第 10 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 27 年 10 月 6 日（火） 午後 4 時 30 分～4 時 50 分
開催場所		庁議室
議題		1. 「にしすがも創造舎」の移転について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・企画課 長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	文化商工部長、文化デザイン課長、学習・スポーツ課長、学校施設課長、施設 計画課長、施設整備課長
	事務局	企画課企画担当係長

## 審議経過

### 案件 1 : 「にしすがも創造舎」の移転について

#### (1) 案件の説明

旧朝日中学校の巣鴨北中学校仮校舎使用に伴い、にしすがも創造舎はその間、旧真和中学校へ移転する計画であった。しかし、旧真和中の池袋第三小学校の仮校舎として使用する期間が平成 28 年末まで延長となること、及び旧真和中を心身障害者福祉センターの仮移転先として対応させるための改修工事期間が平成 29 年 6 月までかかることから、この間の事務機能等を営む施設を別に確保する必要がでてきた。そこで、旧真和中への移転が可能になるまでの約 1 年間の仮移転先を、雑司が谷地域文化創造館第 1 練習室に設定することとしたい。現在、にしすがも創造舎を文化芸術創造の拠点として使用しているのは、2つのアート系NPO法人である。

#### (2) 主な意見と質疑

副区長：移転先としては他にどこを検討したのか。

説明者：いくつかの区立施設を検討したが、貸室機能の確保やスペース的にもう合うところがなく、かつて転用していたことがある当該地域文化創造館に移転してはと考えた。ここに決まった場合は、設置条例の規定や第 1 練習室の利用料収入の減収分の対応等について整理する必要がある。

区 長：旧朝日中の体育館は改修したと思うが。

説明者：にしすがも創造舎が費用を負担して改修をした。

区 長：仮移転先では会場を持たず、事務所機能だけか。

説明者：ワークショップなどの利用はできないが、フェスティバル/トーキョーの事務局でもあるのでそうした機能を 1 年間は担っていただくことになる。旧真和中では 4 階フロアを使用することになる。

区 長：現在貸し出しているところをクローズしても大丈夫か。

説明者：演劇等の稽古場となっているが他にもある。

副区長：旧朝日中学校に戻るかどうかについては、早めに議論したほうがよい。

副区長：旧真和中では現在と同じ程度の床面積は確保できるが、体育館を使用した活動はできないということか。

説明者：教室などでワークショップはできるが、そのようになる。

副区長：平成 32 年は東京オリンピック・パラリンピックで文化プログラムがある。フェスティバル・トーキョーの事務局機能はもちろん、そのほかの展開も合わせて考えていく必要がある。

説明者：法人とは相談しながら進めていきたい。

副区長：今後、長い期間で活動を想定するのであれば、より自立的な仕組みも含めて今から考えていくことが大事である。

教育長：旧真和中でも上手くシェアリングしながら体育館を使うという方法もある。

説明者：用途によるので相談していきたい。

区 長：豊島区が文化創造都市としてここまできると、にしすがも創造舎の役割、貢献は大きなものがあつたと思う。

副区長：この方向でよろしいか。

区 長：法人側もよいということであれば結構である。

### (3) 結論

にしすがも創造舎の旧真和中への移転が可能になるまでの仮移転先は、雑司が谷地域文化創造館第1練習室とする。

会議の結果	1. 「にしすがも創造舎」の移転について  <span style="float: right;">⇒決定</span>
-------	--

提出された資料等	1. にしすがも創造舎」の移転について
----------	---------------------